

保険年金

国保加入者が交通事故などにあったときには

交通事故や傷害事件などのように、第三者（加害者）から傷害を受けた場合には、加害者が被害者の治療費を負担することが原則です。

このため、交通事故などで国民健康保険証を使って治療を受けた場合は、速やかに届出をしていただく必要があります。これにより国民健康保険が一時的に医療費を立て替え、後で加害者に請求することができず。

届出をしないままに、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませると、国民健康保険が給付した医療費を全額返還していただくこととなりますのでご注意ください。

また、国民健康保険では、医療費を適正に給付するた

め、医療機関からの請求書（診療報酬明細書）を点検しており、その結果、第三者の行為による負傷である可能性がある場合には、負傷原因について問い合わせを行っています。

この確認は、本来国民健康保険で給付すべきではない費用を加害者に請求するために重要なものです。問い合わせを受けられた人は、すみやかにご回答くださいますようお願いいたします。

閏住民課 ☎ 820・5604

割引でお得な

国民年金保険料の前納

国民年金保険料を1年または6カ月など、まとめて前納すると保険料が割引になる制度があります。

前納をご利用いただくためには、2月末までに年金事務所、役場住民課、または金融機関のいずれかの窓口で申請を行ってください。

なお、納付書で前納を希望される人は、年金事務所へ電話することで申請できます。

▽割引額：

- 【1年前納（年間）】
 - ・口座振替の場合 3,770円引き
 - ・納付書の場合 3,190円引き
 - 【6カ月前納（半年）】
 - ・口座振替の場合 1,020円引き
 - ・納付書の場合 730円引き
- ※割引額は平成24年の場合です。

【手続きに必要なもの】

- ・年金手帳
- ・預金通帳
- ・金融機関届出印

閏広島南年金事務所 ☎ 253・7710、住民課 ☎ 820・5604

聴覚障害者等緊急通報用ファックスについて

聴覚または音声・言語機能に障害のある人が、緊急通報（火災や救急などの通報）をファックスで行うことができます。

わかりやすい専用のファックス用紙は、福祉課で配付しています。この用紙にあらかじめ必要事項を記入のうえ、ファックスのそばに常備しておいてください。



聴覚障害者等緊急通報用
ファックス番号
082-246-8222

閏広島市消防局警防部警防課 ☎ 546・3456、☎ 542・1007、福祉課 ☎ 820・5605、☎ 855・0155

広報「くまの」では、町民の皆さんのお宅に広報が届くまでの期間を考慮して、おおむね発行月の11日以降から翌月10日までの行事のお知らせを掲載しています。



！おしえてー！

熊野町おとしより相談センターにおまかせください (16)

《成年後見制度って何？ ①》

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人たちは、財産を管理したり、介護サービスなどに関する契約を結んだりすることが難しい場合があります。また、不利益な契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれがあります。そのような人たちを保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度には2つあります。

【法定後見制度】

判断能力が不十分な人に利用される制度で、一般的に知られているのはこちらです。

【任意後見制度】

判断能力が不十分になる前に将来に備えて利用する制度です。



閏熊野町おとしより相談センター
☎ 820-5615 (福祉課)

子育て支援センター エンゼル通信



親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

●子育て支援センターの主な予定 (いずれも11:30に終了)

| 実施日 | 開始時間 | 行事(講師・敬称略) |
|---------|-------|-----------------------|
| 15日(金) | 9:30 | とことこエンゼル(1歳6カ月~2歳5カ月) |
| 19日(火) | 10:30 | 子育て懇談会(金澤綾子) |
| 22日(金) | 9:30 | わくわくキッズ(2歳6カ月以上) |
| 3月1日(金) | 9:30 | ふわふわベビー(11カ月までの乳児、妊婦) |
| 3月6日(水) | 10:30 | 子育てなるほど講座「誉める・叱る」 |
| 3月8日(金) | 9:30 | にこにこベビー(1歳~1歳5カ月) |

●パステルルーム

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。

| 実施日 | 開始時間 | 場所 |
|--------|------|------------|
| 12日(火) | 9:30 | 東部地域健康センター |
| 21日(木) | | 中央ふれあい館 |

- おひさまルーム(上記以外の日程の9:30~11:30)
- ほっとるーむ(月~金曜日13:00~15:30)
- 「うたとおはなしの広場」(第1・3金曜日14:30~15:00)

●チャイルドシート、ジュニアシート、幼児二人同乗用自転車、自転車幼児用座席の貸し出し

町内に居住している人に臨時的、短期的な貸し出しを行っています。1カ月前から予約ができます。手続きには印鑑が必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

●「パパとおひさま」(毎月第2土曜日9:30~11:30)

お父さんととっておきの楽しい時間を過ごしましょう。町内に住や、里帰り中の親子さんも遊びに来て下さい。もちろんご家族も大歓迎。室内でも公園でも遊べます。

※いずれの事業も変更する場合があります。

子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター(西部地域健康センター内) ☎ 820-5502 ☎ 820-5503
開設日時(※年末年始、祝日除): 月~金曜日9:30~17:00
(子育て相談(要予約) 月~金曜日 13:00~17:00)

障害者の手当てについて

重度の身体、知的または精神障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする人などに対して、次の手当があります(※所得制限などあり)。

閏福祉課 ☎ 820-5605

| | 障害児福祉手当 | 特別障害者手当 | 特別児童扶養手当 |
|--------------|--|---|--|
| 対象者 | 障害があるため、または長期にわたり安静を必要とする病状であるため日常生活で常時介護を必要とする <u>在宅の20歳未満の児童</u> | 国民年金法1級程度の重度の障害、または身体障害者手帳1・2級程度の重複障害があり、日常生活において基本的な動作のほとんどに介護が必要な <u>在宅の20歳以上の人</u> | 重度の障害の状態にある <u>20歳未満の児童を在宅</u> で監護する父もしくは母、または父母に代わって監護する人(所得制限あり) |
| 支給月額(平成24年度) | 14,280円 | 26,260円 | 50,400円(1級) 33,570円(2級) |
| 支給月 | 5・8・11・2月 | | 4・8・11月 |